平成２９年（フ）第１６３号
千葉県我孫子市下ヶ戸1820番地の13（103号）小池コーポ
破産者　小村　啓之
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６９号
千葉県松戸市松戸新田582番地の10　斉藤ビル202号
破産者　中條　正司
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７１号
千葉県柏市中央町５番21号
破産者　明石通信機株式会社
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７３号
千葉県柏市亀甲台町１丁目21番５号
破産者　宮澤　一人
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８４号
千葉県流山市南流山３丁目13番地の２　ＴＫＲビル101
破産者　岸田　正人
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１９号
千葉県流山市江戸川台東２丁目295番地
破産者　西　清一郎
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２２１号
千葉県松戸市吉井町12番地の10
破産者　小林　浩二
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２４２号
千葉県柏市布施400番地
破産者　成嶋　　健
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２４６号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目22番地の38
破産者　有限会社喜八コーポレーション
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２４７号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目10番地の１　グレースセゾンＡ101号
破産者　石井　久子（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６号
大阪府高槻市柱本３丁目12番３号
破産者　株式会社日東印刷
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７５号
大阪府東大阪市吉田下島25番37号エージェーファースト201号
破産者　株式会社サンフレンズ
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８００号
大阪府東大阪市島之内２丁目３番１号
破産者　日興運輸株式会社
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４号
大阪市東住吉区矢田２丁目８番21―308号
破産者　増田商会株式会社
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４５号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目13番１号
破産者　株式会社ジョイプラン
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５２号
大阪市西淀川区中島１丁目23番21号
破産者　有限会社大阪ツカサ
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６２号
大阪府東大阪市長田３丁目８番16―705号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市長田東２丁目４番50号
破産者　有限会社サントラスト
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７８号
大阪市淀川区宮原２丁目１番17号
破産者　有限会社ソニアプロジェクト
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
島根県浜田市朝日町102番地（202）
破産者　高原　佑輔
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第８３２８号
東京都新宿区四谷４丁目３番地　ＦＵＫＵＹＡビル２階
破産者　株式会社オフィス・ケイツー
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部